団体の長・幹部の皆様へ

できていますか？
ウェブアクセシビリティの確保

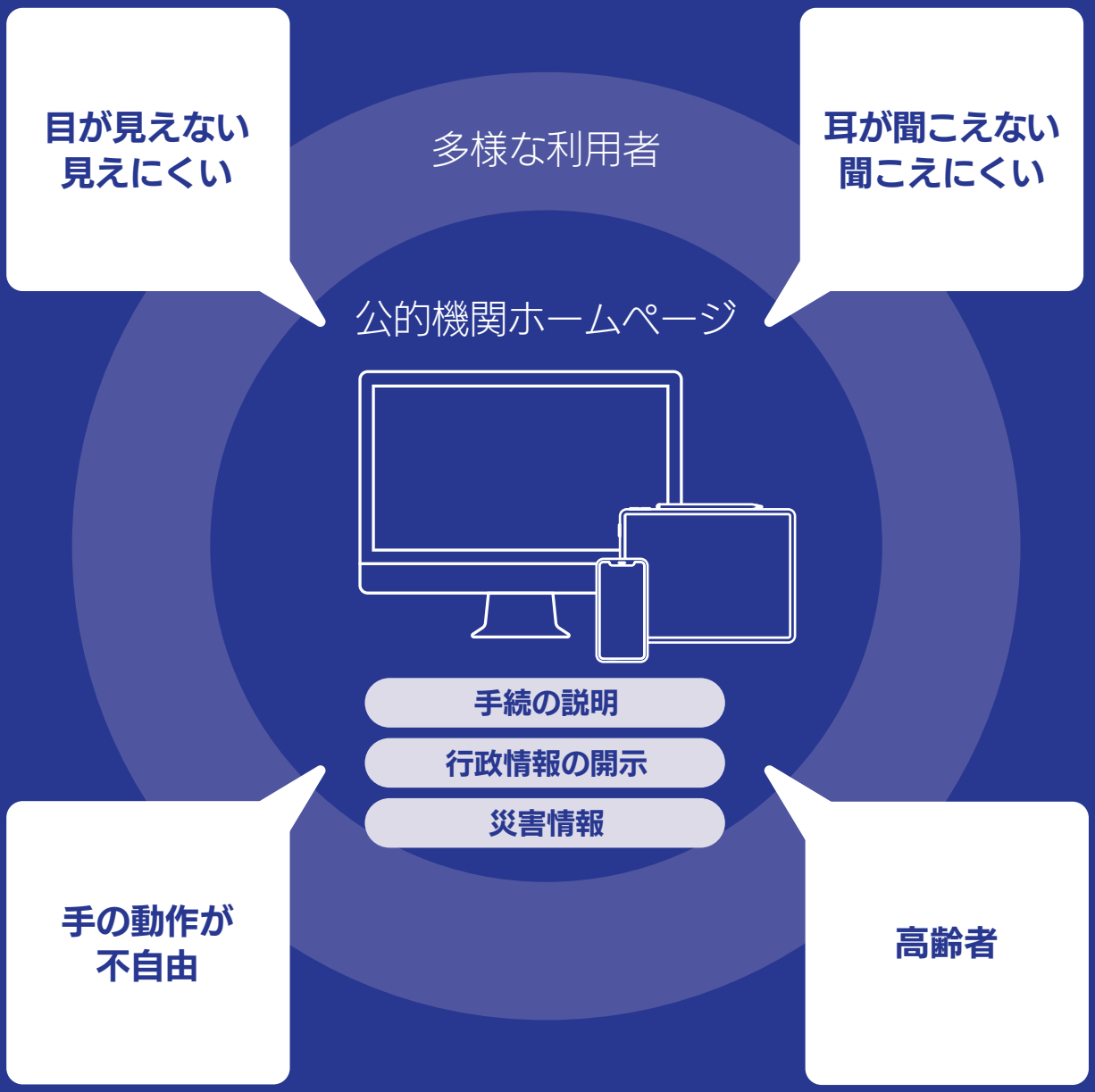

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

「ウェブアクセシビリティ」とは

高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

- 目が見えない、見えにくい人は、音声で読み上げる機能や拡大機能を使用します。
- 手が不自由な人はマウスを使用せずにキーボードで操作します。

このような方法で利用する方々がそうでない方と同じ情報をホームページから得られるようにすることが求められています。

様々な人が、ホームページを利用しています

- 目が見えない 見えにくい
- 耳が聞こえない 聞こえにくい
- 手の動作が不自由
- 高齢者

なぜ対応が必要なのでしょうか

法律・規格・計画等により取組が求められています。

- 障害者基本法
- 障害者基本計画
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- 日本産業規格 JIS X 8341-3:2016
- デジタル社会の実現に向けた重点計画

特に災害情報等重要な情報を広く住民等に発信する公的機関のホームページには対応が求められています。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

ウェブアクセシビリティ対応の具体例

文字を読みやすくする

目が見えづらい人や、色の違いが分かりづらい人にも読みやすい色使いとします。

✕ 文字色が薄い

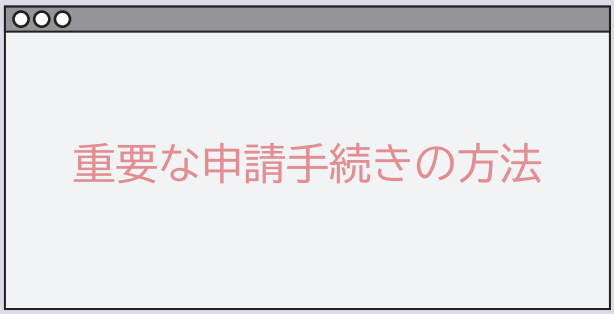

○ 文字色が濃い

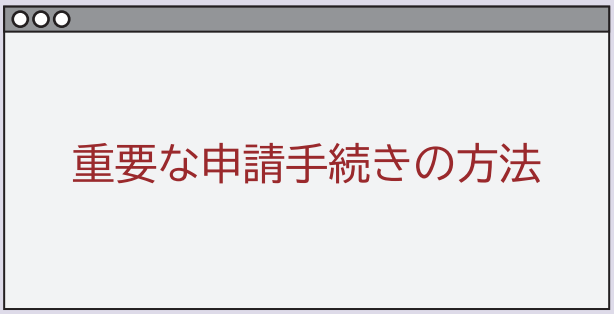

音声で読めるようにする

視覚障害者などが、音声で情報が得られるよう、説明の情報を提供します。

✕ 画像の説明なし

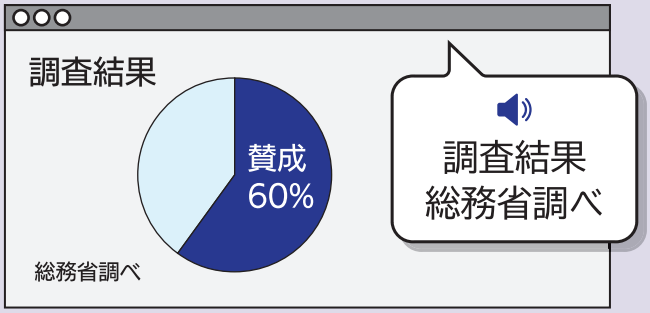

○ 画像の説明あり

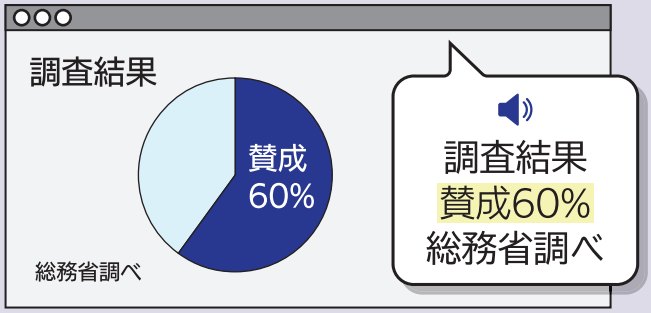

字幕で伝わるようにする

聴覚障害者などが情報を得られるよう、動画内の音声情報を字幕などで伝えます。

✕ 字幕なし

○ 字幕あり

総務省ガイドラインに基づく取組推進をお願いします

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

どのような対応をしていけばよいのでしょうか

総務省では、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定しています。

障害者差別解消法により、ウェブアクセシビリティの取組は環境の整備の一つとして位置づけられ、国や地方公共団体等の行政機関は環境整備の努力義務が課せられています。
そのため、団体の長は、組織の取組を推進させるに当たり、以下に関し、強いリーダーシップを発揮することが求められます。

- **積極的な取組体制の構築**
- **必要な予算の確保**
- **地域との連携の推進等**

総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（2024 年版）
公的機関のウェブアクセシビリティ確保・維持・向上の取組支援を目的として作成された手順書。必要な取組内容と、注意事項等が示されています。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

発行元　総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室
電話：03-5253-5685　E-mail：barrier-free@ml.soumu.go.jp

2025 年 3 月作成